

障害者虐待防止と身体拘束等の適正化について

和歌山県障害福祉課 施設福祉班



次第

1. 障害者虐待防止研修について
2. 障害者の人格尊重義務
3. 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の近年の事例
4. 他府県における施設従事者による利用者虐待を伴う行政処分例
5. 虐待の発生要因
6. 基準省令で令和4年度から義務付けられていること
7. 虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会の議事録について



1. 障害者虐待防止研修について



1. 障害者虐待防止研修について

詳細については、令和6年3月11日～3月22日までの間にYouTubeにより録画配信される「和歌山県障害者虐待防止・権利擁護研修」の内容を見てください。

(人権擁護推進員・管理者など受講した職員から伝達研修してください)

利用者1人ひとりを「人格」と「尊厳」を持った1人の人間としてみてください。



2. 障害者の人格尊重義務



2. 障害者の人格尊重義務

○障害者総合支援法第42条第3項

「指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、(中略)障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」

○児童福祉法第21条の5の18第3項

指定障害児事業者等は、障害児の人格を尊重するとともに、(中略)障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」



3. 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の近年の事例(R5)



3. 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の近年の事例

事例1(身体的虐待)

職員:ゲーム機を片付けよう 児童:いやだ、まだする

→児童からアルコール液をかけられ、思わず殴り、蹴ってしまった

背景

- 児童の問題行動が改善せず、心が我慢の限界を超えてしまった。
- 支援が難しい児童を多数抱え、ストレスで心に余裕がなくなっていた。



3. 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の近年の事例

事例2(性的虐待)

- ①職員が利用者を私的にLINEで呼び出し、車中で不適切行為
- ②職員が利用者にLINEで卑わいなメッセージを送信

背景

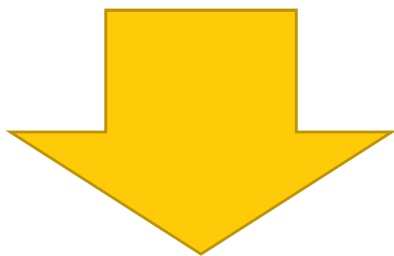
- 職員が利用者より上で、職員の言うことは聞くだらうという優越的意識
- 障害者だから拒否や告白できないし、ばれないだらうという意識
- 職員と利用者間のLINEやメールの使用の是非について、ルールがなかった



3. 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の近年の事例

事例3(経済的虐待)

就労継続支援A型事業所で、利用者への割増賃金(超過勤務手当)の算定に必要な各種手当を算定せず、賃金不足が生じていた。



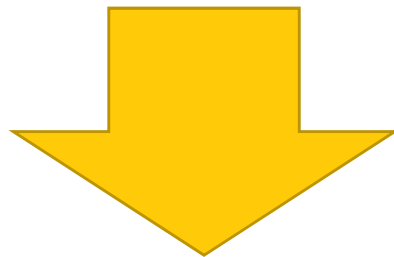
労働基準監督署が立入検査で確認し、是正指導(事業者の認識不足)



3. 和歌山県における障害者施設従事者による利用者虐待の近年の事例

事例4(放棄・放置あるいは身体的虐待)

農業生産活動に従事する就労系事業所で、利用者が真夏の炎天下で水分補給されないまま作業して、熱中症になった。→ 労働基準監督署に通報



労基署が立入検査をし、発汗作業なのに利用者への水分及び塩分の補給が不十分として労働安全衛生規則に基づき指導した。



4. 他府県における施設従事者による 利用者虐待を伴う行政処分例



4. 他府県における施設従事者による利用者虐待を伴う行政処分例

事例1

障害福祉サービスの支援内容として極めて不適切な人骨の粉砕作業を利用者に行わせていた。(人格尊重義務違反)



訓練等給付費の不正請求と抱き合わせで指定取消



4. 他府県における施設従事者による利用者虐待を伴う行政処分例

事例2

管理者兼児童発達支援管理責任者が密室で女兒に対してわいせつな行為をした。(人格尊重義務違反)



監査における虚偽答弁と抱き合わせで指定取消



4. 他府県における施設従事者による利用者虐待を伴う行政処分例

事例3

利用者の預り金の通帳を管理していた職員が、利用者の許可なく口座から現金を引き出し着服した。(人格尊重義務違反)



運営基準違反や監査妨害と抱き合わせで指定の一部効力停止6か月(新規受入停止及び報酬算定を7割に制限)



5. 虐待の発生要因



5. 虐待の発生要因

○市町村職員が判断した虐待の発生要因(R4厚労省調査より)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.6%
倫理観や理念の欠如	58.1%
職員のストレスや感情のコントロールの問題	57.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	31.4%

→管理者、サービス管理責任者等にとっては、一般職員への虐待防止研修・身体拘束等適正化研修だけでなく風通しのよい職場になっているかストレスを抱える職員へのフォローが行き届いているか点検・確認してください。



6. 基準省令で令和4年度から義務付けられていること



6. 基準省令で令和4年度から義務付けられていること

虐待防止

①虐待防止委員会の開催

→虐待防止委員会を定期的に行き開催し(年に1回以上)、その結果を従業員に周知徹底すること。

②虐待防止研修の実施(年に1回以上)

③虐待防止責任者(担当者)の設置

* 虐待防止委員会は後述の身体拘束適正化委員会と一体的に行き開催可。

* 事業所単位でなく、法人単位での開催可(法人規模に応じて選択)。

* 委員会は管理者、サービス管理責任者等、その他の委員から構成され、利用者家族、外部の有識者を加えることが望ましい。



6. 基準省令で令和4年度から義務付けられていること

身体拘束等の適正化

①身体拘束適正化(検討)委員会の開催

→**身体拘束適正化委員会**を定期的に開催し(年に1回以上)、その結果を従業者に周知徹底すること。

②**身体拘束等適正化指針**の策定

③**身体拘束等適正化研修**の実施(年に1回以上)

* 身体拘束等とは、身体拘束及びその他利用者の行動を制限する行為。

* 身体拘束適正化委員会は前述の虐待防止委員会と一体的に開催可。

* 事業所単位でなく、法人単位での開催可(法人規模に応じて選択)

* 委員会は管理者、サービス管理責任者等、その他の委員から構成され、医療職(医師・看護師等)、外部の有識者を加えることが望ましい。



6. 基準省令で令和4年度から義務付けられていること

そもそも、身体拘束は下記の緊急やむを得ない場合を除き、禁止

＜緊急やむを得ない場合 ※以下のすべてを満たすこと＞

- ①**切迫性**:利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が高い。
- ②**非代替性**:身体拘束等を行う以外に代替する方法がない。
- ③**一時性**:身体拘束等が一時的であること。

＜やむを得ず、身体拘束を行う場合に必要な手続き＞

- ①組織による決定と個別支援計画への記載
- ②本人及び家族への十分な説明(了承)
- ③必要な事項の記録(態様、時間、利用者の心身の状況、理由等)



7. 虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会の議事録について



虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会を開催していない場合は減算対象(虐待はR6~)

7. 虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会の議事録について

虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会を開催したときは、必ず議事録を作成し、従業者全員に周知してください。

○小規模事業所の場合の記載例

〇〇事業所 虐待防止委員会 兼 身体拘束適正化委員会 議事録

1 日 時

2 場 所

3 出席者

4 虐待防止について

(1) 議題・テーマ

(2) 検討した内容及び主な意見

(3) 結果及び成果

5 身体拘束の適正化について

(1) 議題・テーマ

(2) 検討した内容及び主な意見

(3) 結果及び成果



「障害者虐待防止と身体拘束等の適正化について」
は以上となります。
